

令和2年3月25日策定

第1回新ひだか町総合教育会議

第11回新ひだか町教育委員会議

新ひだか町立学校再編整備基本計画

令和2年3月

新ひだか町教育委員会

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 目次 | 1 |
| 1 はじめに | 2 |
| (1) 計画策定の趣旨 | 2 |
| (2) 計画の期間 | 3 |
| 2 町内小中学校の教育環境 | 4 |
| (1) 学校の現状 | 4 |
| (2) 児童生徒数の将来推計 | 6 |
| (3) 学校施設の老朽化状況 | 7 |
| (4) 学校の維持管理経費 | 10 |
| 3 新ひだか町の目指す学校教育の姿 | 11 |
| (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現 | 11 |
| (2) 「学びを支える家庭・地域との連携・協働」の実現 | 11 |
| (3) 情報教育の充実 | 12 |
| (4) 「ふるさと学習」の充実 | 12 |
| 4 再編整備に係る基本的な考え方 | 13 |
| (1) 適正規模の基本的な考え方 | 13 |
| (2) 適正配置の基本的な考え方 | 14 |
| (3) 施設整備の基本的な考え方 | 14 |
| (4) その他再編に必要な事項 | 15 |
| 5 具体的な再編計画 | 16 |
| (1) 再編の期間 | 16 |
| (2) 再編対象学校 | 16 |
| (3) 再編の場所 | 16 |
| (4) 再編の時期 | 17 |
| (5) 再編に伴う支援措置 | 18 |
| (6) 再編に伴う教育施設の課題等 | 19 |

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

全国的に少子化が進展する中、新ひだか町においても人口減少とともに、児童生徒数の減少が続いていることから、市街地以外の学校だけではなく、市街地の学校でも小規模化が進んでいる状況であり、今後においてもこの傾向は避けられないものと考えられます。

学校の小規模化は、児童生徒一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすいという利点がある一方、学校における社会性の育成や学級編制・部活動・教職員の配置数に制約が生じるなど、児童生徒の教育環境の面で様々な影響を及ぼすことが想定されます。

新ひだか町では、平成 18 年 3 月の市町村合併後、これまでの間に少子化による児童生徒数の減少に対応するとともに、適正規模の学習環境を確保するため、小学校 7 校・中学校 1 校の合わせて 8 校を統廃合し、現在、小学校 6 校・中学校 3 校の合計 9 校を設置しています。

しかし、児童生徒数は、平成 18 年 3 月の市町村合併から令和元年までの 13 年間において、小学校では 30.01%、中学校では 35.72%減少しており、今後の中長期的には減少が続くことが推計されることから、学校統廃合も含めた小中学校の再編整備を引き続き行わなければならない状況にあります。

このことから、将来的な児童生徒数の減少の推計を十分に考慮しつつ、児童生徒が未来社会を生き抜いていくことのできる資質・能力を育むための望ましい教育環境の整備に向けて、効率的かつ効果的な学校運営に配慮するとともに、厳しい町の財政状況を踏まえて、これらの諸課題に的確に対応する必要があります。

教育委員会では、平成 29 年 3 月に「新ひだか町立小中学校再編整備推進方針」を策定するとともに、平成 29 年 6 月には「新ひだか町立学校再編整備検討委員会」を設置し、新ひだか町の地域性を踏まえた小中学校の適正規模、適正配置及び施設整備のあり方などについて、様々な視点から協議を重ね、平成 30 年 7 月に検討結果の答申書をいただきました。

一方、文部科学省では、政府全体における「インフラ長寿命化基本計画」に

に基づき、学校設置者に対し、学校施設の整備内容や時期、中長期的な費用等を具体的に表すとともに、限られた財源や人員の中でトータルコストの縮減及び予算の平準化を図ることにより、戦略的に施設整備を進めるため「学校施設個別施設計画」を令和 2 年度までの早期に策定するよう求めていることから、教育委員会では、全ての町立学校の状況を整理・把握した「新ひだか町学校施設個別施設計画」を策定しました。

この個別施設計画の内容に基づき、答申書での御提言、まちづくり懇談会・パブリックコメント等でいただいた貴重な御意見を参考としながら、新ひだか町立学校の適正化を推進するため、再編整備に関する基本的な考え方を「新ひだか町立学校再編整備基本計画」として策定しました。

(2) 計画の期間

本基本計画の期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 10 年間とします。

2 町内小中学校の教育環境

(1) 学校の現状

① 学校規模等の現状

平成 18 年 3 月の市町村合併時において、新ひだか町では、休校中の川上小学校を含めて、小学校 13 校、中学校 4 校の合計 17 校を設置していましたが、急速に進む少子化による児童生徒数の減少が続き、特に小学校においては、12 校中 7 校において複式学級が存在するなど、学校が過度に小規模化することにより、学校を運営するうえで様々な支障が生じました。

学校教育においては、一定の集団規模が確保されていることが望まれることから、平成 19 年度に、新ひだか町立小学校統廃合整備基本構想及び新ひだか町立小学校統廃合配置計画を策定するとともに、平成 24 年度には、新ひだか町立中学校統合整備基本構想を策定し、保護者や地域の方々との協議・検討を踏まえて、現在は、小学校 6 校、中学校 3 校の合計 9 校を設置しています。

ア 小学校の現状

小学校の児童数は、令和元年 5 月 1 日現在、1,059 人となっており、学級数は、高静小学校では、国の法令上における学校規模の標準となっていますが、その他の小学校では、学校規模の標準を下回っており、このうち桜丘小学校及び東静内小学校では、複式学級が複数学年に存在するなど、学校を運営するうえで様々な支障が生じています。

また、市町村合併時と比較すると、児童数は 454 人、30.01%減少しています。

イ 中学校の現状

中学校の生徒数は、令和元年 5 月 1 日現在、529 人となっており、学級数は、全ての中学校で、学校規模の標準を下回っています。

また、市町村合併時と比較すると、生徒数は 294 人、35.72%減少しています。

なお、学校規模の標準を下回る小規模校では、各教科に必要な教職員が確保されない場合があり、全ての中学校で、免許教科外教科担任の許可を

受けて学校を運営していることから、適正な人員配置により免許教科外教科担任の解消を図る必要があります。

② 学級当たりの児童生徒数

国の法令上における学校規模の標準は、学級数により設定され、小中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」とされています。

学校規模の適正化に当たっては、学級数に加えて、1 学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、これらの将来推計などの観点も合わせて、総合的な検討を行うことが求められます。

令和元年 5 月 1 日現在、小中学校の通常学級の 1 学級当たりの平均児童生徒数は、小学校は 23.67 人、中学校は 30.06 人となっています。

なお、現行制度では、1 学級当たりの児童生徒数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で、小学校第 1 学年は 35 人、その他の学年は 40 人とされています。

また、北海道教育委員会では、独自に「少人数学級実践研究事業」として、小学校第 2 学年、第 3 学年及び中学校第 1 学年を対象に 35 人学級を実施しています。

(2) 児童生徒数の将来推計

令和元年5月1日現在における未就学児数、及び平成31年4月から令和2年1月までの出生数に基づき、令和12年度までの児童生徒数を推計すると、中長期的には減少が続くものと推測されることから、学校統廃合も含めた小中学校の再編整備を行わなければならない状況にあります。

【小学校】

| 地区 | 学校名 | 令和元年度 (2019年度) | | 令和3年度 (2021年度) | | 令和5年度 (2023年度) | | 令和7年度 (2025年度) | | 令和12年度 (2030年度) | |
|----|------|-------------------|----|-------------------|----|-------------------|----|-------------------|----|--------------------|----|
| | | 児童 | 学級 | 児童 | 学級 | 児童 | 学級 | 児童 | 学級 | 児童 | 学級 |
| 静内 | 高静小 | 521 | 16 | 515 | 16 | 482 | 15 | 428 | 14 | — | — |
| | 静内小 | 171 | 7 | 192 | 8 | 228 | 9 | 232 | 9 | — | — |
| | 山手小 | 107 | 6 | 99 | 6 | 107 | 6 | 107 | 6 | — | — |
| | 桜丘小 | 47 | 4 | 49 | 4 | 55 | 4 | 45 | 4 | — | — |
| | 東静内小 | 36 | 4 | 45 | 4 | 48 | 4 | 41 | 4 | — | — |
| | 小計 | 882 | 37 | 900 | 38 | 920 | 38 | 853 | 37 | 685 | 21 |
| 三石 | 三石小 | 177 | 6 | 159 | 6 | 146 | 6 | 118 | 6 | 72 | 6 |
| 合計 | | 1059 | 43 | 1059 | 44 | 1066 | 44 | 971 | 43 | 757 | 27 |

【中学校】

| 地区 | 学校名 | 令和元年度 (2019年度) | | 令和3年度 (2021年度) | | 令和5年度 (2023年度) | | 令和7年度 (2025年度) | | 令和12年度 (2030年度) | |
|----|------|-------------------|----|-------------------|----|-------------------|----|-------------------|----|--------------------|----|
| | | 生徒 | 学級 | 生徒 | 学級 | 生徒 | 学級 | 生徒 | 学級 | 生徒 | 学級 |
| 静内 | 静内中 | 221 | 6 | 189 | 6 | 179 | 6 | 196 | 6 | — | — |
| | 静内三中 | 249 | 8 | 258 | 9 | 246 | 7 | 267 | 9 | — | — |
| | 小計 | 470 | 14 | 447 | 15 | 425 | 13 | 463 | 15 | 434 | 13 |
| 三石 | 三石中 | 59 | 3 | 72 | 3 | 78 | 3 | 90 | 3 | 62 | 3 |
| 合計 | | 529 | 17 | 519 | 18 | 503 | 16 | 553 | 18 | 496 | 16 |

※学級数は、通常学級数

また、令和3年度以降の児童生徒数は、令和元年5月1日現在における未就学児数、及び平成31年4月から令和2年1月までの出生数に基づき推計

(3) 学校施設の老朽化状況

昭和 40 年代建築が 2 校（高静小学校・東静内小学校）、昭和 50 年代建築が 3 校（静内小学校・山手小学校・静内第三中学校）、昭和 60 年代建築が 2 校（桜丘小学校・三石小学校）、平成以降が 2 校（静内中学校・三石中学校）となっています。

このうち、大規模改造を実施済の学校は、2 校（高静小学校・東静内小学校）ありますが、大規模改造を実施しないまま 30 年以上を経過した学校が 5 校（静内小学校・山手小学校・桜丘小学校・三石小学校・静内第三中学校）あります。

これらの学校は、屋根・外壁・電気設備・機械設備・給排水設備などの構造躯体以外の施設設備の老朽化が進行していることから、建物改修や施設整備など、早急な対応が必要となっています。

① 構造躯体の健全性の評価

| 学校名 | 施設区分 | 建築年度 | 耐震安全性 | 長寿命化判定 | 備考 |
|---------|------|-------------|-----------|-----------|-------------------------------------|
| 高静小学校 | 校舎 | S47・S49・S58 | 確保 | 可能 | H5～H7 大規模改造 H21 耐震診断 H22 耐震改修 |
| | 体育館 | S46 | 確保 | 可能 | H4～H5 大規模改造 H21 耐震診断 H22 耐震改修 |
| 静内小学校 | 校舎 | S53・S55 | 確保 | 可能 | H21 耐震診断 |
| | 体育館 | S55 | 確保 | 可能 | H22 耐震改修 |
| 山手小学校 | 校舎 | S54・S57 | 確保 | 可能 | H21 耐震診断 |
| | 体育館 | S54 | 確保 | 可能 | H22 耐震改修 |
| 桜丘小学校 | 校舎 | S61 | 確保 | 可能 | |
| | 体育館 | S60 | 確保 | 可能 | |
| 東静内小学校 | 校舎 | S48・S50・S54 | 確保 | 可能 | H8～H9 大規模改造 |
| | 体育館 | S58 | 確保 | 可能 | H8～H9 大規模改造 |
| 三石小学校 | 校舎 | S61・S63 | 確保 | 可能 | |
| | 体育館 | S62 | 確保 | 可能 | |
| 静内中学校 | 校舎 | H11 | 確保 | 可能 | |
| | 体育館 | H11 | 確保 | 可能 | |
| 静内第三中学校 | 校舎 | S56・S57 | 確保 | 可能 | |
| | 体育館 | S57 | 確保 | 可能 | |
| 三石中学校 | 校舎 | H16 | 確保 | 可能 | |
| | 体育館 | H16 | 確保 | 可能 | |

※全ての学校施設について、「図面の確認」及び「現地調査」を実施した結果として、「耐震安全性」と「長寿命化判定」を実施したもの

耐震安全性は、旧耐震基準に基づく建物（昭和 56 年以前建築）は 8 棟ありますが、全て耐震診断及び必要な耐震補強が実施され、耐震安全性は確保されています。

② 構造躯体以外の健全性の評価

| 学校名 | 施設区分 | 劣化状況 | | | | | 健全度 評価 | 備考 |
|---------|------|----------|----|----------|----------|----------|-----------|----|
| | | 屋根 屋上 | 外壁 | 内部 仕上 | 電気 設備 | 機械 設備 | | |
| 高静小学校 | 校舎 | B | C | C | B | B | B | |
| | 体育館 | C | C | B | B | B | B | |
| 静内小学校 | 校舎 | D | C | C | C | C | C | |
| | 体育館 | A | B | C | C | C | C | |
| 山手小学校 | 校舎 | D | D | D | D | D | D | |
| | 体育館 | D | D | C | C | C | D | |
| 桜丘小学校 | 校舎 | C | C | B | B | B | B | |
| | 体育館 | C | C | B | B | B | B | |
| 東静内小学校 | 校舎 | C | C | C | C | C | C | |
| | 体育館 | C | C | C | C | C | C | |
| 三石小学校 | 校舎 | D | B | C | B | B | C | |
| | 体育館 | B | B | B | A | B | B | |
| 静内中学校 | 校舎 | B | B | B | B | B | B | |
| | 体育館 | B | B | B | B | B | B | |
| 静内第三中学校 | 校舎 | C | C | C | C | C | C | |
| | 体育館 | D | C | C | C | C | C | |
| 三石中学校 | 校舎 | A | B | A | A | A | A | |
| | 体育館 | B | A | A | A | A | A | |

【参考】学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書による評価基準

A：概ね良好

B：部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）

C：広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）

D：早急に対応する必要あり

(4) 学校の維持管理経費

「新ひだか町学校施設個別施設計画」において、学校の維持管理経費は、次のとおり試算しています。

① 維持管理コスト「従来型」の試算

現在の学校施設保有量を保持しつつ、「改築中心の従来型の維持管理」（50年で建替、20年毎に大規模改造）を継続した場合における今後40年間の総額コストを試算しています。（試算における建設工事単価は建設費36万円/m²、大規模改造工事単価は建設費の1/4、9万円/m²としています。）

ア 今後40年間のコスト

事業費は、**総額約266億円**と試算されます。

イ 直近5年間の施設関連経費との比較

維持更新コスト試算は、年平均6.6億円となり、直近5年間の年間施設整備費（1.3億円）と比較すると、約5.1倍となります。

ウ 今後40年間の10年毎の期間区分でのコスト

今後40年間のコストでは、直近10年毎が最も多く、年平均8.6億円となります。

② 維持管理コスト「長寿命化型」の試算

現在の学校施設保有量を保持しつつ、「対象施設全てを長寿命化改修」した場合における今後40年間の総額コストを試算しています。（建築後40年を既に経過している建物については、今後10年間で実施するものとし、各年次に均等振分けしています。）

長寿命化改修中心の保全管理とし、建築後45年で長寿命化改修、23年毎に大規模改造、建築後90年で改築を行うものとして試算しています。

ア 今後40年間のコスト

事業費は、**総額約173億円**と試算されます。

※「改築中心の従来型の維持管理」を継続した場合の約266億円に比べて約93億円、34.96%のコスト縮減となります。

イ 直近5年間の施設関連経費との比較

維持更新コスト試算は、年平均4.0億円となり、直近5年間の年間施設整備費（1.3億円）と比較すると、約3.3倍となります。

ウ 今後 40 年間の 10 年毎の期間区分でのコスト

今後 40 年間のコストでは、長寿命化改修が重なる 10 年後からの 10 年間で最も事業量が多く、年平均 6.5 億円となります。

「改築中心の従来型の維持管理」・「対象施設全てを長寿命化改修」のいずれにおいても、非常に大きな事業費が必要となります。

このことから、人口減少を踏まえた町財政の状況を考慮すると、現在の学校施設の全てを今後も保持し続けることは、非常に困難であると考えられます。

3 新ひだか町の目指す学校教育の姿

新ひだか町の将来を担う子どもたちを取り巻く環境は、グローバル化、社会の高度情報化、価値観の多様化、少子高齢化など複雑な様相を見せています。

このような社会情勢の中、新ひだか町の学校教育では、子どもたちが未来社会を生き抜いていくうえで必要な資質・能力を確実に身に付け、より高めていくため、次の取組に重点をおいて、活力ある学校づくりを目指します。

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現

変化の激しい社会を生きていくため、児童生徒一人一人の可能性を伸ばし、確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実を図ります。

児童生徒へ育成を目指す資質・能力を育むため「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を図るとともに、より良い学校教育を通じて、より良い社会をつくるという目標を共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

(2) 「学びを支える家庭・地域との連携・協働」の実現

少子高齢化や地域社会の繋がりの希薄化等が進む中、学校教育が抱える課題は複雑化・困難化しています。

これからの学校教育は、学校と地域が目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育み、「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、地域社会が総掛かりで地域の子どもたちを育てる学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の組織的・継続的な取組が求められることから、家庭・地域との連携・協働のもと「地域とともにある学校づくり」を目指します。

(3) 情報教育の充実

急速に情報化が進展する中、将来の社会生活や職業生活を見据え、子どもたちには情報通信技術（ICT）に対応するとともに、その情報を活用する能力を身に付けることが必要となります。

文部科学省が提唱する GIGA スクール構想の実現により、未来社会を生き抜くために必要な情報活用能力を学習の基礎となる資質・能力と位置付け、学校教育において、日常的に ICT を活用できる環境を整備し、学習活動の充実を目指します。

(4) 「ふるさと学習」の充実

生まれ育った「ふるさと新ひだか町」への誇りと愛着を持ち、より良い社会の実現に貢献しようとする主体性と責任感、規範意識などの倫理感、人間尊重の精神や思いやりの心を持って、お互いを尊重しながら、相互に支え合って生きていこうとする人を、学校・家庭・地域との連携の下、社会総掛かりで育むことを目指します。

4 再編整備に係る基本的な考え方

小中学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域におけるコミュニティの核としての性格をも有することから、まちづくりの在り方と密接不可分のものとなります。

このことから、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、保護者等の十分な理解と協力を得るなど、丁寧な議論を行うことが必要であると考えています。

また、新ひだか町の目指す学校教育の姿を実現するため、小規模校、大規模校それぞれの課題等を踏まえながら、学校再編を計画するに当たり、基本的な考え方を次のとおりとします。

(1) 適正規模の基本的な考え方

① 児童生徒の教育環境の充実

- ア 適切な学級編制（クラス替え）を通じて新たな人間関係が生じ、多様な価値観や考え方を持った仲間と触れ合えることができる学校規模であること。
- イ 課題別学習、部活動、学校行事等において、多様な選択肢を提供することができ、活気が生まれる学校規模であること。
- ウ 学校への帰属意識や連帯感が維持できる学校規模であること。
- エ 中学校では、進路面や生活面において、生徒一人ひとりの個性や特性に応じた指導が可能な学校規模であること。

② 教職員体制の充実

- ア 小学校では、学年に複数の教職員を配置できる学校規模であること。
- イ 中学校では、全教科に専任の教職員を配置するとともに、指導時間数の多い主要5教科に複数の教職員が配置できる学校規模であること。

③ 適切な学校運営

- ア 学年事務や校務分掌が適切に配分され、緊急時や学級経営上の問題が生じた場合に適切な支援体制を組むことができ、教員が児童生徒の指導に十分な時間を確保できる体制を組める学校規模であること。
- イ 特別教室や体育館などの施設利用に制限を受けることなく、授業時間を

適切に割り当てることが可能な学校規模であること。

(2) 適正配置の基本的な考え方

学校の適正配置は、原則として、隣接する学校との「通学区域の見直し」及び「統廃合」により進めること。

① 適正配置の検討

適正配置に当たっては、地理的条件を勘案し、既存施設・用地の活用を基本に検討するとともに、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることが出来る環境であること。

(3) 施設整備の基本的な考え方

再編に伴う学校施設の新増築又は改修を検討する場合は、財政負担の軽減・平準化を図る観点から、複数の公共施設等を一体的に整備することを検討するため、新ひだか町公共施設等総合管理計画とも調整を図りながら、地域のコミュニティスペースや他の公共施設との複合化も選択肢の一つとして検討すること。

① 静内地区小学校

高静小学校は、現校舎が建築されてから 40 年以上が経過しており、また、大規模改修が行われてからも 20 年以上が経過するなど、老朽化が進行している状況にあるほか、他の小学校においても、建築から 30 年以上が経過し、高静小学校と同様に屋根・外壁・電気設備・機械設備・給排水設備などの構造躯体以外の施設設備の劣化が進行しています。

このような中、学校施設等の整備については、安全で快適な学校生活、時代に即した学習環境等を確保することが求められており、厳しい町財政を踏まえながら、統廃合を含めた施設設備の再編整備に早急に取り組む必要があります。

② 静内地区中学校

静内中学校は、平成 11 年に新校舎が完成してから、約 20 年が経過しており、少しずつ劣化が進んでいます。

また、静内第三中学校は、建築から 30 年以上が経過し、屋根・外壁・電気設備・機械設備・給排水設備などの構造躯体以外の施設設備の劣化が進行

していることから、両校を統廃合する場合には、各学年の通常学級を4学級とし、特別学級を加算した学級編成を想定して、既存施設の増築を含めた改修等を検討する必要があります。

③ 三石地区小中学校

三石小学校及び三石中学校は、体育館、グラウンド及び特別教室などの併設（共有化）も視野に入れ、今後の児童生徒数の推移を踏まえた適正な規模の施設整備を検討する必要があります。

(4) その他再編に必要な事項

義務教育段階の9年間を見通し、一貫した教育課程・教育指導を行うことにより、児童生徒の学力・体力・情操を伸ばすとともに、異学年交流や相互乗り入れ授業など、多様な学習活動や学校行事を展開することで豊かな人間性を養い、中一ギャップによる不登校問題の未然防止などに有効な手段である小中一貫教育の導入を検討する必要があります。

また、令和2年度から、学校運営に地域や保護者が参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度を順次導入することから、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを進める必要があります。

5 具体的な再編計画

(1) 再編の期間

本基本計画による学校再編の期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 10 年間とします。

(2) 再編対象学校

本基本計画において、再編の対象とする学校は、静内地区の小中学校とします。

三石小学校及び三石中学校は、全学年が 1 学級であり、適切な学級編制（クラス替え）ができない標準規模以下の学校規模となっています。

しかし、市町村合併からこれまでの間に、三石地区では、小学校・中学校を統廃合してそれぞれ 1 校となっている経緯と、広範囲にわたる学校区の通学距離及び通学時間を考慮し、本基本計画においては、再編を行わず現行のまま計画的に施設整備を進めるものとします。

① 対象小学校

高静小学校、静内小学校、山手小学校、桜丘小学校、東静内小学校

② 対象中学校

静内中学校、静内第三中学校

(3) 再編の場所

① 新小学校の配置計画案

高静小学校の既存グラウンドに新校舎を建築し、スクールバスの乗降場所、近隣道路における交通量や児童の登下校時の混雑等に配慮した安全な通学環境を確保した配置を計画します。

ア 計画地周辺に関する状況

| | |
|--------|---------------------------|
| 計画地所在地 | 新ひだか町静内こうせい町 2 丁目 9 番 1 号 |
| 敷地面積 | 33,970 m ² |

イ 再編小学校の通学区域等

| 学校名 | 直線距離 | 最長通学距離 |
|--------|----------|-----------|
| 静内小学校 | 約 0.8 km | 約 8.7 km |
| 山手小学校 | 約 1.5 km | 約 2.8 km |
| 桜丘小学校 | 約 4.0 km | 約 14.4 km |
| 東静内小学校 | 約 5.0 km | 約 17.1 km |

② 新中学校の配置計画案

既存の静内中学校校舎を有効活用するとともに、必要な教室数を確保するための増改築による配置を計画します。

ア 計画地周辺に関する状況

| | |
|-------------|-------------------------|
| 計 画 地 所 在 地 | 新ひだか町静内山手町 1 丁目 9 番 1 号 |
| 敷 地 面 積 | 39,026 m ² |

イ 再編中学校の通学区域等

| 学校名 | 直線距離 | 最長通学距離 |
|---------|----------|-----------|
| 静内第三中学校 | 約 2.1 km | 約 15.0 km |

(4) 再編の時期

学校再編の時期は、本基本計画の期間内において、保護者等の十分な理解と協力が得られた学校から、可能な限り、早い時期に進めることとします。

なお、対象小学校のうち、山手小学校については、構造躯体以外の劣化状況が著しいことから、早急に進める必要があります。

(5) 再編に伴う支援措置

① 学習環境の変化への対応

再編により学習環境等が変化することで、児童生徒が精神的負担を感じる
ことがないように、不安や悩みに対応する支援・相談体制の確立に努めます。

② 安全・安心な通学方法の確保

再編により通学時間やその他の通学条件が、児童生徒やその保護者にとっ
て過重な負担とならないよう、スクールバスの運行により対応します。

また、通学路の安全・安心を確保するため、関係機関等との連携による通
学路の安全点検とその対策に努めます。

なお、新小学校敷地内にスクールバスの乗降場所の設置、学校行事等にお
ける保護者及び来賓用の駐車場、緊急時の保護者送迎用停車スペースなどの
確保、近隣道路の交通量や児童の登下校時の混雑等に配慮した通学門の整備
など、快適で安全かつ安心な施設環境の整備に努めます。

③ 通学区域

静内春立地区、静内東別地区等の地区において、通学における時間短縮及
び安全確保の観点から、通学に支障が生じる場合には、通学区域制度を維持
しながら通学区域の見直しを図ります。

④ 学校予算の充実

再編による学校数の減少に伴い、施設維持管理経費を抑制し、より充実し
た教育環境の整備に向けた予算の確保に努めます。

⑤ 地域の活動場所の併設

地域コミュニティの活動拠点として、学校施設のより一層の活用を図るほ
か、地域との連携を促進する施設づくりに努めます。（こうせい集会所等）

⑥ 子育て関連施設の併設

学童保育をはじめとする児童や教職員、地域住民が交流するための施設整
備のほか、設備や機能等の充実に努めます。（児童養育相談センター、児童
館等）

⑦ 避難所としての防災機能

災害時には避難所として体育館等が有効に機能するよう、防災性能の高い
施設として防災機能を意識した配置に努めます。

(6) 再編に伴う教育施設の課題等

① 学校給食センター

学校給食センターは、平成 14 年 1 月に新施設が完成してから、約 20 年が経過しており、少しずつ劣化が進んでいます。

また、施設の規模は、3,000 食分の給食を提供できる設備を有していますが、児童生徒数の減少により、現在では 1,700 食分の提供となっており、現在では過大規模の設備となります。

このことから、施設設備等の老朽化の状況・給食の提供食数の減少・給食配送車の運行状況を総合的に考慮し、新小学校の建築時に併設することも検討する必要があります。

② 学校開放施設（学校体育館）

町内のスポーツ団体の活動の場を確保するため、学校体育施設開放事業として各小中学校の体育館を開放しています。

しかし、学校再編により当該活動場所の確保が必要となることから、再編により閉校となる学校についても、当分の間、学校体育館の利用を継続する必要があります。